

# 「今後の高齢者福祉施策のあり方」 に関する審議結果報告書

平成 16 年 10 月 日  
石狩市社会福祉審議会  
高齢者福祉専門部会

## 基本的な考え方

近年、高齢者の姿は、従来のように「健康面でも経済面でも恵まれない」といった、所謂「社会的弱者」として捉えることは適当でないことが指摘されており、旧来の「高齢者像」を見直して「高齢者の自立と多様な生活様式を確立する」ことの必要性が強く求められてきている。

一方、今日の国、地方財政が極めて厳しい状況にあって、福祉サービスそのものも持続的かつ安定的に維持できるサービスの選択が必要であり、また、利用者の持つ能力に応じたサービスの提供が必要となってきている。

このようなことから、本部会において、附託された 10 事業のあり方（見直し）については、旧来の「高齢者像」（社会的弱者）にとらわれなく、「負担の公平性」と「持続的かつ安定的なサービス提供の確保」という点に着目し、利用ニーズや社会経済情勢に的確に対応する効率的かつ効果的なサービスを提供するために必要な見直しについて審議を進めてきた。

その審議の結果、次のとおり見直しの方向について報告する。

## 見直しの方向（案）

以下、平成 16 年 7 月 30 日開催の第 3 回本部会審議終了の 5 事業について

### 1 在宅生活支援サービス（除雪サービス・緊急通報サービス・訪問サービス）

一人暮らし高齢者等の在宅生活を支援する「除雪・訪問・緊急通報」の各サービスは、少子高齢社会での家族形態から、日常的な不安解消や除雪労力の軽減など、必要なサービスとして提供されているが、今日的な高齢者の社会的イメージにおいて、比較的元気な高齢者を介護の必要性のある要援護高齢者と同様に高齢者の概念の基準である 65 歳以上という年齢枠だけで対象としている状況を、これからの中のどのようなものかどうかを審議した。

本市の本年 4 月 1 日現在の 65 歳以上老齢人口は 9,174 人で、高齢化率は 16.4 % となっており、年々、増加する傾向にあるが、そのうち介護保険認定者は 1,360 人、構成比率は 14.8 % となっている。言い換れば、85 % を超える高齢者は自立で生活できる比較的元気な方が多いという現状を勘案すると、現在のサービス対象を介護保険対象年齢の 65 歳からの一定の年齢の引き上げはやむを得ないと判断し、その年齢を他のサービスとの均衡を図る上からも 70 歳に設定すべきと考える。

ただし、年齢引き上げに伴い対象外となる 65 歳から 69 歳の方については、身体上や世帯状況に配慮した柔軟な対応が必要である。また、利用者負担についても、現行除雪サービスだけが導入されているが、負担の均衡を図る上から収入状況を勘案した負担基準の統一化が必要である。

## 2 敬老会交付金事業

毎年、9月に地域町内会で主催する敬老会に出席した70歳以上の高齢者に対して一人当たり1,300円を支給する本事業は、今後も、地域福祉の推進を図る上で、積極的に地域で高齢者の知識と活力を共有するとともに敬老意識の高揚を図る点から継続することが必要と考える。

しかし、本年4月1日現在で70歳以上高齢者が6,300人を超える、年々対象者数が増加する中で、交付総額も右肩上がりで上昇するほか、主催する町内会側も開催会場の確保が難しくなってきている状況などを考慮し、本事業を持続していく上で、対象年齢を5歳まで引き上げ75歳以上に設定することがやむを得ないものと考える。

ただし、年齢引き上げには、敬老会の出席を楽しみにしている高齢者が多い実態を考慮し、1歳刻みで段階的に引き上げるなど5年間の経過措置をとることが必要と考える。

また、敬老会への参加者数や欠席者への対応などに実施団体間で差異があることも見受けられるため、本交付金の取扱いについては、より公平性を確保するため、一定の基準を設けるなどの措置が必要と考える。

## 3 ミドルスティ事業

介護保険制度の短期入所サービスとの組み合わせで最長3ヶ月までの入所に係る利用者負担分を給付するミドルスティ事業は、平成14年1月の介護保険制度改正により、月毎の利用可能期間が拡大され、月毎に延長する利用者負担の日数も大幅に減少し、年々利用実績が低下している現状下では、全額利用者負担としても大きな負担とならないことから、本事業は廃止しても特に支障ないものと考える。

ただし、本事業に係る本部会の意見は、本年中に再開が予定されている「石狩市介護保険事業計画等作成委員会」においても、その旨を報告し意見を求めることが必要と考える。

## 事業見直し内容一覧

事業名	現行 (対象年齢・世帯構成 等)	見直し案	備考
除雪サービス	65歳以上、一人暮らし 及び高齢者夫婦世帯	<u>70歳以上</u> 、一人暮らし 及び高齢者夫婦世帯	負担基準の統一化 年齢に満たない場合 も身体的状況等配慮
緊急サービス	65歳以上一人暮らし 高齢者	<u>70歳以上</u> 一人暮らし 高齢者	利用者負担導入検討 負担基準の統一化
訪問サービス	65歳以上一人暮らし 高齢者	<u>70歳以上</u> 一人暮らし 高齢者	利用者負担導入検討 負担基準の統一化
敬老会交付金	対象者70歳以上	対象者 <u>75歳以上</u>	段階的年齢引き上げ
ミドルステイ	介護保険の短期入所サ ービスとあわせて最長 3ヶ月入所可能	事業廃止	